

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年7月22日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称	代表者の氏名
	申請者、製造業者の住所	
	遊技機の種類	
	型式名	検定番号
	有効期間	
117	株式会社 ジェイビー	毒島 壮
	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	
	ぱちんこ遊技機	
	eフィーバー妖怪ウォッチ	6P0714
	令和8年7月22日から3年間	
118	株式会社 ジェイビー	毒島 壮
	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	
	ぱちんこ遊技機	
	e Aフィーバーダンベル何キロ持てる？2YA	6P0294
	令和8年7月22日から3年間	